

## 避難確保計画の作成義務について

令和 3 年 9 月  
長崎県土木部河川課  
長崎県土木部砂防課

### ●避難確保計画作成の義務化

毎年のように発生する豪雨災害等により人的被害が発生している  
→水防法・土砂災害防止法が改正（H29.6.19）

#### 避難確保計画作成の義務化

浸水や土砂災害の被害等が予想される地区に立地する要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、

- ・避難確保計画の作成
- ・作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施

が義務づけられた。（法律上、義務を負う）

#### 義務化の後も高齢者施設等で人的被害が発生

例）令和 2 年 7 月豪雨

- ・熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の被害
- ・施設 1 階が水没（浸水約 3m）し、入所者 65 名のうち 14 名が死亡



出典：国土交通省ホームページより

## ●各施設が義務を負うまでの流れ

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 1. 県が洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域を公表・指定<br>(洪水浸水想定区域)<br>・ 県内の 30 河川で指定済み<br>・ 小値賀町を除く 20 市町に指定あり | (土砂災害警戒区域)<br>・ 21 市町で指定あり |
|--|----------------------------|

2. 市町は洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画書に記載（施設の名称、所在地等）

3. 地域防災計画書に記載された時点で、施設管理者等は避難確保計画作成の義務を負う

- ・ 管理・所有している各施設が地域防災計画書に記載されているかを確認
- ・ 現在記載がされていない場合も、今後の地域防災計画書更新時に追記される場合もあるため随時確認を

### 4.施設管理者等の義務

- ・ 避難確保計画の作成（作成後は市町へ報告）
- ・ 作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施

- ・ 対象施設は、早急に避難確保計画の作成へ着手いただき、市町への提出を
- ・ 提出後は避難訓練を実施
- ・ 適宜見直しやチェックを実施

## ●関係機関の連携強化について

作成にあたってご不明な点があれば、随時ご相談ください。

- ・ 県や市町において各施設を所管している課
- ・ 市町の防災部局：防災情報等について
- ・ 県河川課：洪水浸水想定区域等について
- ・ 県砂防課：土砂災害警戒区域等について

対象施設だけに避難確保計画作成を任せるのではなく、各関係機関も連携を図りながら対象施設へのサポートに努めることとしております。

<洪水にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（R3.3.31 時点）>

市町	要配慮者利用施設の避難確保計画			市町	要配慮者利用施設の避難確保計画		
	対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川		対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川
長崎市	62	54	87%	五島市	1	0	-
長与町	23	0	-	新上五島町	5	0	-
時津町	5	0	0%	杵岐市	0	0	-
諫早市	113	72	64%	対馬市	3	0	0%
大村市	77	35	45%	計	443	253	-
島原市	0	0	-		河川	57	%
雲仙市	1	0	-				
南島原市	11	0	0%				
佐世保市	104	76	73%				
佐々町	4	0	0%				
平戸市	0	0	-				
松浦市	12	7	58%				
西海市	3	3	100%				
東彼杵町	11	0	0%				
川棚町	6	4	67%				
波佐見町	2	2	100%				

<土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

(R3.3.31 時点)>

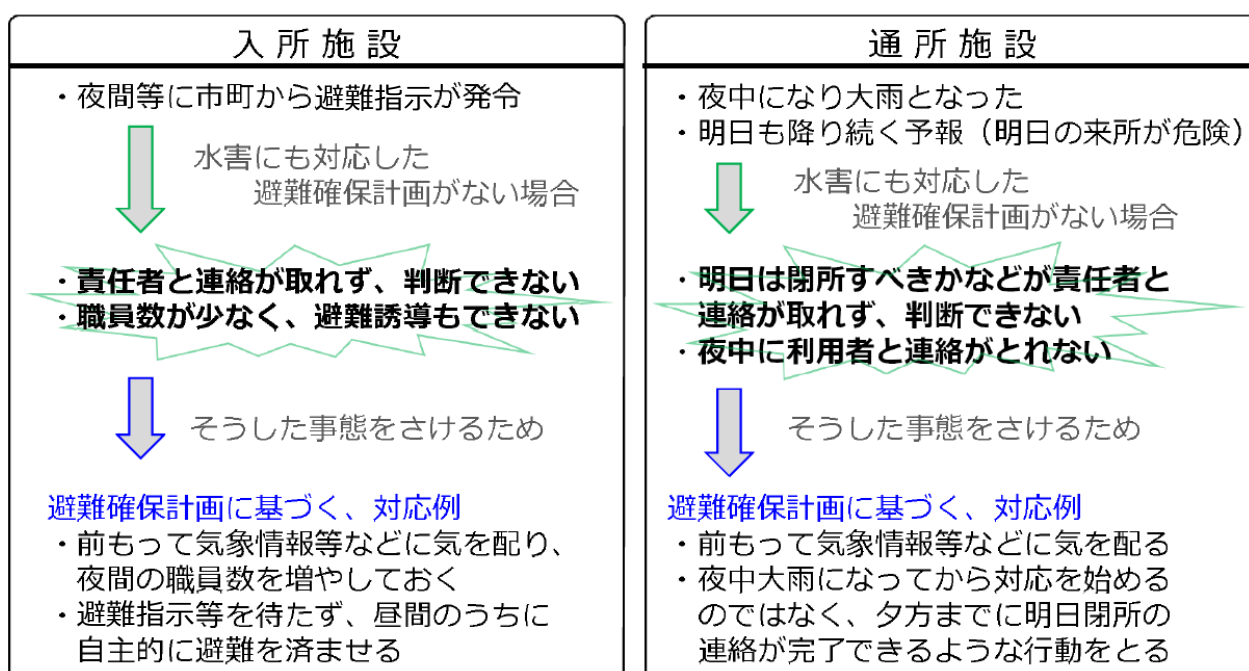
市町村	地域防災計画に 位置付けられている施設数	避難確保計画を作成している 施設数	作成率 (%)
長崎市	321	277	86.2
佐世保市	80	43	53.7
島原市	0	0	0.0
諫早市	55	51	92.7
大村市	21	12	57.1
平戸市	0	0	0.0
松浦市	6	6	100.0
対馬市	46	1	2.1
杵岐市	17	26	152.9
五島市	28	0	0.0
西海市	0	6	0.0
雲仙市	32	4	12.5
南島原市	19	0	0.0
長与町	0	0	0.0
時津町	0	2	0.0
東彼杵町	4	0	0.0
川棚町	0	0	0.0
波佐見町	17	0	0.0
小値賀町	0	0	0.0
佐々町	0	0	0.0
新上五島町	50	0	0.0
合計	696	428	61.4

今年度も既に市町の地域防災計画書が更新され、現在は既に対象施設数が増えていることが予想されます。

各施設におかれましては、避難確保計画作成の義務を負っているかどうか、必ずご確認ください。

対象施設は早急に対応をお願いいたします。

## 緊急の対応を求められるのは、次の台風接近時かもしれません



「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」ものとして、適時適切な避難行動が重要視されています。

円滑・迅速な避難体制を確保いただくため、対象施設におかれましては法に基づき、適切な対応をお願いいたします。



要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

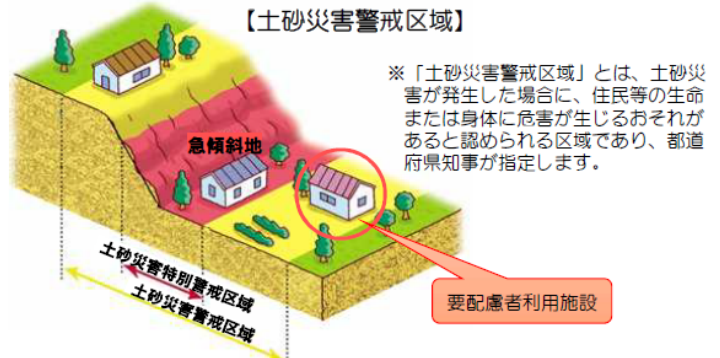
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
  - ・老人福祉施設
  - ・有科老人ホーム
  - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - ・身体障害者社会参加支援施設
  - ・障害者支援施設
  - ・地域活動支援センター
  - ・福祉ホーム
  - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - ・保護施設
- (学校)
  - ・幼稚園
  - ・義務教育学校
  - ・小学校
  - ・中学校
  - ・特別支援学校
  - ・高等学校
  - ・中等教育学校
  - ・専修学校（高等課程を置くもの）
- (医療施設)
  - ・児童福祉施設
  - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
  - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
  - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
  - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
  - ・一時預かり事業の用に供する施設
  - ・児童相談所
  - ・母子・父子福祉施設
  - ・母子健康包括支援センター 等
  - ・病院
  - ・診療所
  - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



#### 【問い合わせ先】

市町地域防災計画・ハザードマップに関すること

施設が所在する市町の防災部局へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に関すること

県の各振興局の管理担当課へお問い合わせください。

法律に関すること・その他全般的なこと

水防法や河川全般について

：県庁土木部河川課

TEL 095-823-3280

土砂災害防止法や土砂災害全般について

：県庁土木部砂防課

TEL 095-820-4788

# 避難確保計画にかかる各種情報（国土交通省ホームページ）

- 国土交通省のホームページの該当箇所を開く。

→ 国土交通省 要配慮者利用施設 で 検索

(URL <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)



ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 自衛水防(企業防災) > 要配慮者利用施設の浸水対策



## 全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和3年3月31日現在) 令和3年5月31日更新

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 96,508
  - うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 63,776
    - [都道府県別の作成状況\(PDF:35KB\)](#)
    - [市町村別の作成状況\(PDF:173KB\)](#)

## 過去の作成状況

- 令和2年10月31日現在
  - [都道府県別の作成状況\(PDF:35KB\)](#)
  - [市町村別の作成状況\(PDF:169KB\)](#)
- 令和2年6月30日現在
  - [都道府県別の作成状況\(PDF:35KB\)](#)
  - [市町村別の作成状況\(PDF:168KB\)](#)

## 避難確保計画作成の手引き

### 避難確保計画作成の手引き

- 計画作成にあたって(PDF:74KB)
- 解説編(PDF:9,278KB)
- 様式編
  - ・社会福祉施設(XLSX:844KB)
  - ・学校(XLSX:848KB)
  - ・医療施設(XLSX:845KB)
- 記載例
- 記載例
  - ・社会福祉施設(PDF:1,326KB)
  - ・学校(PDF:1,327KB)
  - ・医療施設(PDF:1,330KB)

● [要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について\(YouTube MLIT channel\)](#)

## お役立ち情報

### 水防法・土砂災害防止法の改正について

- 都道府県・市町村の担当者向け(PDF:413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け(PDF:417KB)
- 水防法等に基づく取組状況(PDF:62KB)

### 避難確保計画作成の参考資料

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル(PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)(PDF:11.21MB)
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集(PDF:3.62MB)
- 要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集(PDF:1.05MB)

- 避難確保計画作成の手引き

- 避難確保計画の様式

- 実際の作成事例

などの各種情報の掲載があります。

対象施設の皆様は是非一度ご覧ください。

この HP についてご不明な点は、以下へお問い合わせ下さい。

洪水浸水災害について：県庁河川課

土砂災害について：県庁砂防課